

住基ネットの利便性のなさとプライバシーへの危険性が知れわたり 住基カード発行が見込みの1割以下に!!

昨年8月から希望者への交付がはじまった「住民基本台帳カード」。住基ネットによるサービスの目玉として宣伝されていたこのカードが、総務省が初年度分に予定した300万枚の1割にも満たない約25万枚しか発行されていない実態が明らかになりました。

使えない住基カード

住基カードは住基ネットを使った次の事務のために、有料で希望者に交付されます。

- 1) 「住民票写しの広域交付」や「転入転出の特例処理」
- 2) 条例による市区町村独自の利用
- 3) 電子申請の際の公的個人認証

総務省は安く発行するため1枚あたり千円を税金で補助するなど、なりふり構わず普及させようとしてきました。

しかし住基ネットで広域交付される住民票写しには、本籍の記載がないなど利用は限定されます。転入転出での利用も手続きは便利にならないばかりか、有料で買ったカードを返却しなければなりません。あまり利用されないのも当然です。

また独自利用をする市区町村もほとんどなく、やっても住民票等の自動交付機に使う程度です。

これは杉並区でもやっており、住基カードがなくても可能です。

今年1月からは公的個人認証サービス

2004年(平成16年) 7月4日 日曜日

住基カードわずか25万枚

初年度 総務省目標は300万枚

手数料かかりメリット少なく

基本台帳カード(以下「住基カード」)の発行が、昨年度(平成15年)の12月1日現在、約25万枚にとどまっていることが、総務省が発表した。当初の目標は300万枚だった。総務省は、住基カードの発行が、住民票の写しを、広域で交付するなどの目的で、利用が広がると見込んでいた。しかし、実際には、利用が広がらず、発行枚数が目標の1割以下にとどまっている。総務省は、住基カードの発行が、住民票の写しを、広域で交付するなどの目的で、利用が広がると見込んでいた。しかし、実際には、利用が広がらず、発行枚数が目標の1割以下にとどまっている。

総務省は、住基カードの発行が、住民票の写しを、広域で交付するなどの目的で、利用が広がると見込んでいた。しかし、実際には、利用が広がらず、発行枚数が目標の1割以下にとどまっている。

総務省は、住基カードの発行が、住民票の写しを、広域で交付するなどの目的で、利用が広がると見込んでいた。しかし、実際には、利用が広がらず、発行枚数が目標の1割以下にとどまっている。

毎日新聞

本社調査

が始まりました。これを使えば役所での手続きが電子申請で便利になる、と宣伝されますが、外国人登録者は使えず添付書類をどうするかなど課題山積で、当面はわずかな事務でしか使えません。

結局、身分証明書として写真付の住基カードがほしい人くらいしか交付を希望していないのが実態です。

監視の道具になる住基カード

住基カードはICカードで、ミニコンピュータといえるものです。ICカードを使うJRの「スイカ」で利用状況が記録されているように、技術的には個人の行動軌跡の追跡が可能です。

住基カードの利用が広がれば、いずれ所持の義務化が予想されます。さらに住基ネットでふられた11桁の「国民背番号」住民票コードと結合すれば、国民一人一人の行動を記録する「カードとコードによる監視社会」が誕生します。

このようなプライバシー侵害の社会を作らないために、杉並区の住基ネット不参加を続け、住基ネットを中止させましょう。

